

# 林業・木材産業の都道府県におけるご相談先

## 都道府県

都道府県	課(室)名	係(班)名	電話番号
北海道	林業木材課	経営改善グループ	011-231-4111
青森県	団体経営改善課	林業団体指導管理グループ	017-734-9478
岩手県	団体指導課	金融共済担当	019-629-5699
宮城県	農林水産経営支援課	金融班	022-211-2756
秋田県	農林政策課	団体指導室	018-860-1767
山形県	森林課	林政企画担当	023-630-3217
福島県	林業振興課		024-521-7426
茨城県	林政課	指導グループ	029-301-4026
栃木県	林業振興課	木材利用推進班	028-623-3277
群馬県	林業振興課	林業団体係	027-226-3232
埼玉県	森づくり課	木材利用推進担当	048-830-4318
千葉県	団体指導課	経営支援室	043-223-3074
東京都	調整課	制度金融係	03-5320-4817
神奈川県	森林再生課	林業振興グループ	045-210-4342
新潟県	林政課	経営指導係	025-285-5511
富山県	森林政策課	木材利用推進係	076-444-3388
石川県	森林管理課	県産材利用促進グループ	076-225-1643
福井県	森づくり課	森林組合グループ	0776-21-1111
山梨県	林業振興課	普及・林構担当	055-223-1650
長野県	信州の木振興課	県産材利用推進室	026-235-7266
岐阜県	県産材流通課		058-272-1111
静岡県	林業振興課		054-221-3618
愛知県	林務課	林産・振興グループ	052-954-6445
三重県	森林・林業経営室	林業振興グループ	059-224-2563
滋賀県	森林政策課	木材流通利用担当	077-528-3915
京都府	林務課	林産振興担当	075-414-5011
大阪府	みどり推進課	森づくり支援グループ	06-6941-0351
兵庫県	林務課	木材流通係	078-362-3467
奈良県	林業振興課	木材産業振興係	0742-24-7470
和歌山県	林業振興課	調整班	073-441-2960
鳥取県	森林・林業総室	林政企画室	0857-26-7301
島根県	林業課	木材振興室	0852-22-6749
岡山県	林政課	林業木材班	086-226-7452
広島県	林業課	林業・木材振興グループ	082-513-3688
山口県	森林企画課	林業振興班	083-933-3450
徳島県	林業振興課	次世代林業戦略室	088-621-2484
香川県	みどり整備課	森林整備グループ	087-832-3459
愛媛県	林業政策課	森林組合係	089-912-2589
高知県	木材産業課	産業基盤担当	088-821-4591
福岡県	団体指導課	金融係	092-643-3480
佐賀県	生産者支援課	農林水産金融担当係	0952-25-7115
長崎県	林政課	林業経営指導班	095-895-2990
熊本県	団体支援課	金融班	096-333-2371
大分県	団体指導・金融課	金融班	097-506-3613
宮崎県	山村・木材振興課	木材産業振興担当	0985-26-7156
鹿児島県	環境林務課	森林組合係	099-286-3334
沖縄県	森林緑地課	資源活用班	098-866-2295

## 相談員

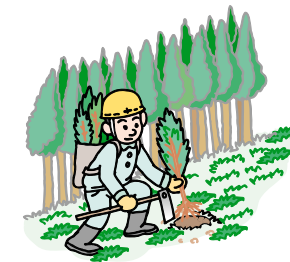
都道府県	氏名	所属名	電話番号
北海道	齊藤 照雄	旭川地方木材協会	0166-46-0786
北海道	池田 敏邦	東北海道木材協会	0155-23-4206
北海道	渋谷 良二	北海道森林組合連合会	011-621-4293
北海道	三村 龍圓	北海道木材産業協同組合連合会	011-251-0683
青森県	最上 猛	青森県木材協同組合	017-739-8761
岩手県	照井 昇	岩手県木材産業協同組合	019-624-2141
宮城県	畠山 雄一	宮城県木材協同組合	022-233-2883
秋田県	兒玉 實	秋田県木材産業協同組合連合会	018-837-8091
山形県	杉原 悟	山形県木材産業協同組合	023-666-4800
福島県	宗形 芳明	福島県木材協同組合連合会	024-523-3307
茨城県	根本 学	茨城県木材協同組合連合会	029-227-3356
栃木県	福田 時男	栃木県木材協同組合連合会	028-652-3687
群馬県	新井 隆夫	群馬県木材組合連合会	027-266-8220
埼玉県	秋山 輝次	埼玉県木材協同組合	048-822-2568
千葉県	真下 孝之	千葉県木材振興協会	0475-53-2611
東京都	隅谷 壽夫	東京都木材団体連合会	03-5569-2211
神奈川県	落合 公信	神奈川県木材協同組合連合会	045-261-3731
新潟県	野口 可奈	新潟県木材組合連合会	025-245-0733
富山県	宮長 悟	富山県木材組合連合会	0766-30-5101
石川県	岡部 亮二	石川県森林組合連合会	076-237-0121
福井県	玉村 健二	福井県木材協同組合連合会	0776-35-5663
山梨県	生井 健二	山梨県森林組合連合会	055-273-0511
長野県	酒井 孔三	長野県木材協同組合連合会	026-226-1471
岐阜県	藤沢 茂	岐阜県木材協同組合連合会	058-271-9941
静岡県	又平 義和	静岡県木材協同組合連合会	054-252-3168
愛知県	浅野 保徳	愛知県木材組合連合会	052-331-9386
三重県	伊藤 駿司	三重県木材協同組合連合会	059-228-4715
滋賀県	伊夫貴克比古	滋賀県木材協会	077-524-3827
京都府	和田 操	京都府木材組合連合会	075-802-2991
大阪府	三宅 英隆	大阪府木材連合会	06-6538-7524
兵庫県	田中 明	兵庫県木材協同組合連合会	078-371-0607
奈良県	辻 善昭	奈良県木材協同組合連合会	0744-22-6281
和歌山県	高井 一治	和歌山県木材協同組合連合会	073-446-0592
鳥取県	岸本 由登	鳥取県木材協同組合連合会	0857-28-2771
島根県	雑賀 一美	島根県木材協同組合連合会	0852-21-3852
岡山県	片岡 清登	岡山県木材組合連合会	086-231-6677
広島県	畝本 暢宏	広島県木材組合連合会	082-253-1433
広島県	金井 真	広島県森林組合連合会	082-228-5111
山口県	荒瀬 和男	山口県木材協会	083-922-0157
徳島県	浜本 高弘	徳島県木材協同組合連合会	088-662-2521
香川県	加見 雅信	香川県木材協会	087-881-9343
愛媛県	今井 央	愛媛県森林組合連合会	089-963-4300
高知県	山崎 行雄	高知県森林組合連合会	088-822-5101
高知県	武市 瑞穂	高知県木材協会	088-883-6721
福岡県	太田 和夫	福岡県木材組合連合会	092-714-2061
佐賀県	奈良崎英樹	佐賀県木材協会	0952-23-6181
長崎県	大宅 靖昭	長崎県木材組合連合会	0957-27-1760
熊本県	井手 澄男	熊本県木材産業協同組合連合会	096-382-8164
大分県	清家 英典	大分県木材協同組合連合会	097-532-7151
宮崎県	原田 美弘	宮崎県木材協同組合連合会	0985-24-3400
鹿児島県	三窪 等	鹿児島県木材協同組合連合会	099-267-5681
沖縄県	嘉数 尚廣	沖縄県木材協会	098-868-3656

# 林業・木材産業の発展のために

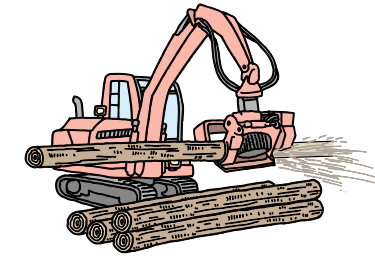
(平成23年6月)

お役に立ちます 林業・木材産業信用保証  
公的機関が保証します

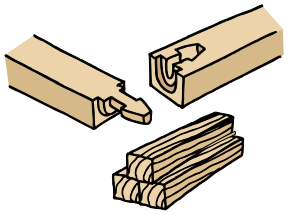
保証の対象となる資金



造林・育林



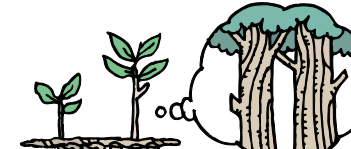
素材生産



木材・木製品製造



薪炭生産



林業種苗生産



きのこ生産



木材卸売業

※各都道府県の合理化計画の認定が必要となります。

★ 林業者・木材産業者の方々が東日本大震災での被害の復旧などに取り組む場合に、4億円まで無担保で100%保証が受けられる

「東日本大震災復旧緊急保証」の取扱いを開始しました。

(受付期間：平成24年3月31日まで)

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

<http://www.affcf.com>

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コープビル)  
TEL 03-3294-5581 (林業部門代表)  
03-3294-5585~6 (保証課直通)  
FAX 03-3294-5595

# 林業・木材産業信用保証の内容 (平成23年4月改定)

## 1 一般資金

保証率	資金区分	対象資金(事業)	保証期間(最高限度)	保証料率	資格要件等
80%保証	一般資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産 ○林業種苗生産 ○きのこ生産	運転：3年 (特認5年) 設備：15年		
	間伐材資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年 (特認5年) 設備：15年		間伐が計画的、持続的に行われていること
100%保証	高品質木材生産資金 従来の高次加工資金、JAS資金、乾燥材資金を統合した資金			0.20%	(1) ①～③に係る生産・製造を単独で実施する場合 元本の合計額が以下 ①～③の額まで100%保証 ①乾燥材生産・製造5千万円 ②高次加工製品生産・製造7千万円 ③日本農林規格製品製造5千万円  (2) ①～③に係る生産・製造を複合的に実施する場合 元本の合計額が1億円まで100%保証
	①乾燥材生産・製造	○素材生産 ○木材・木製品製造		0.40%	
	②日本農林規格(JAS)製品製造	○木材・木製品製造		0.60%	
	③高次加工製品生産・製造 木材の高次加工、生産性・品質の向上、木材の高度利用等に必要以下の資金			0.90%	
	(高次加工) 集成材、積層材、防腐材、難不燃材、プレカット、パネル等高次加工品の生産	○木材・木製品製造		1.10%	
	(高生産性加工) コンピュータ制御の加工機械等を導入した先端的生産方式による木材の加工			1.30%	
(高度利用) バイオマスエネルギー利用、木酢液等新たな分野、用途での木材の利用	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産	運転：3年 (特認5年) 設備：15年	1.50%	1.80%	
林業・木材産業支援資金 協定等に基づき立木、原木等をまとめて売買する場合や新規事業の開始、事業承継等に必要資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年 (特認5年。また、本資金の更新、期間の延長は不可。)			元本の合計額が2千万円まで100%保証 保証付借入金残高が月商の2ヶ月以内で、財務内容等に関する一定の要件を満たすこと。

(注)保証料率は事業者の財務内容等により、上記のうちいずれかの保証料率が適用されます

### 連帯保証人が必要です

- 組合・会社・個人 原則として2名以上の連帯保証人が必要です(組合・会社については代表者(必須)を含む)。ただし、以下(1)～(3)のいずれかに該当する場合は連帯保証人の徴求人数を1名以上といたします。
  - 保証付貸付金額が1千万円以内であること
  - 財務、経営の健全性が高いと判断された事業者であること
  - 東日本大震災復興緊急保証を利用する場合  
※東日本大震災復興緊急保証では、個人に限り1,250万円まで保証人なしで利用できます。

### 担保が必要な場合があります

- 運転資金
  - 80%保証では、貸付残高が3,000万円を超える場合、原則として担保が必要です。
  - 100%保証では、貸付残高が1,500万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
  - 企業の財務内容等によっては、担保が必要となる残高が上記以上となる場合があります。  
※東日本大震災復興緊急保証では別枠で4億円まで無担保保証が可能となります。
- 設備資金 借入期間が5年を超える場合、又は土地建物の購入・建設の場合は、原則として担保が必要です。
- 当座貸越根保証 不動産、有価証券等の担保が必要です。

## 2 制度資金

保証率	資金種類	対象資金(事業)	保証期間(最高限度)	保証料率	借入利率(年)	資格要件他
100%保証	林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産 ○林業種苗生産 ○きのこ生産	最高10年 (特認12年、15年)	(区分1) 0.10% 0.20% 0.30% 0.45%	無利子資金	都道府県の林業・木材産業改善措置に関する計画の認定を受けていること
	木材産業等高度化推進資金 (ただし、以下に該当する資金) (1) 素材生産等促進資金(注2) (2) 素材転換促進資金 (3) 間伐等促進資金(注2) (4) チップ等安定供給資金 (5) 木材高度加工資金 (6) 原木確保協定促進資金(注4) (7) 経営高度化促進資金(注4)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 短期1年、 長期5年	0.55% 0.65% 0.75% 0.90% (注1)		
	木材産業等高度化推進資金 (ただし、以下に該当する資金) (1) 素材生産等促進資金(注3) (2) 間伐等促進資金(注3) (3) 素材生産資金(注4) (4) 素材引取資金(注4) (5) 製品流通合理化資金(注4) (6) 木材加工流通システム資金(注4)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 短期1年、 長期5年 設備：10年	(区分2) 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83%	融資機関の定める利率による	都道府県の合理化計画認定を受けていること
	合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 短期1年、 長期5年 設備：10年	0.98% 1.13% 1.35% (注1)		
	林業経営高度化推進資金	○造林・育林 ○素材生産	運転 短期1年、 長期5年		融資機関の定める利率による	都道府県の林業経営改善計画の認定を受けていること 元本の合計額が5千万円まで100%保証
	林業経営改善資金	○造林・育林 ○素材生産	運転：3年 (特認5年) 設備：15年			

(注1) 事業者の財務内容等により、いずれかの保証料率が適用されます。  
(注2) 地域材の年間取扱量、間伐材等の取扱量・増加割合等の基準を満たした計画の認定を受けたものが対象となります。  
(注3) 注2の認定を受けたもの以外が対象となります。  
(注4) 平成23年3月31日までに認定を受けたものが対象となります。

## 3 臨時的な資金(平成24年3月末日まで受付)

保証率	資金種類	対象資金(事業)	保証期間(最高限度)	保証料率	担保・保証人	資格要件他
100%保証	東日本大震災復興緊急保証(注1)	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産 ○林業種苗生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等(注2)	運転：15年 設備：15年	一般資金 又は 制度資金 に同じ (注3)	・他の資金と別枠で4億円まで無担保可 ・保証人1名以上 (個人に限り、1,250万円まで無保証人可)	①直接罹災された方の復旧に必要な運転資金・設備資金 ②主要販売先の罹災などにより間接的に被害を受けた方に係る資金繰り安定化のために必要な運転資金 ③震災復興に係る資材供給の円滑化のために必要な運転資金・設備資金

(注1) 本資金のご利用にあたり、罹災証明書等の提出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。  
(注2) 木材卸売等については、各都道府県が認定する合理化計画の認定枠内での利用となります。  
(注3) 制度資金の場合は、各都道府県の合理化計画認定等が必要となります。

### 出資が必要ですが

- 基金へ出資(1口1万円)を行い出資者となっていただくことが必要です。
- 必要出資額は保証額を保証倍率で除した額です。保証倍率は都道府県ごとに異なりますが、概ね40倍から45倍です。
- 組合員が所属組合の出資を利用し、保証を受けることもできます。(間接利用)
- 出資金は保証をやめるとき払い戻すことはできませんが、譲渡により換金可能です。詳細は各都道府県の相談員にご相談下さい。
- 東日本大震災復興緊急保証に限り、新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、既に出資をしている場合は、追加出資不要となります。

#### 保証額の上限について

- 出資額によって保証の限度額が決まりますが、ほかに会社・個人別に次のような上限が設けられています。
- 一被保証者当たりの保証の最高限度額は、原則として会社及び組合については4億円、個人については1億円です。
  - 一被保証者当たりの無担保保証の限度額は、原則として2億円です。(この限度額に別枠の無担保保証分を上乗せできます。)

もっと詳しく知りたい方は、当基金ホームページをご覧ください。